



目 次	ページ
規 則	
結核予防法施行細則を廃止する規則	1
告 示	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく特定病院の認定 (障害保健福祉課)	1
生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出 (福祉指導課)	1
クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定 (食品・衛生課)	1
大規模小売店舗の新設の届出に関する意見の概要 (経営支援課)	2
告示(高知県林業改善資金の貸付金に係る事務の委託)の一部改正 (木材産業課)	2
地籍調査の事業計画の一部変更 (用地対策課)	2
道路の区域変更(4件) (道 路 課)	2
道路の供用開始(3件) (")	3
都市計画事業の認可 (都市計画課)	3
海岸保全区域の指定 (海 岸 課)	4
告示(海岸保全区域の指定)の一部改正 (")	4
公 告	
特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	7・9 掲示
公文書の開示の平成19年度運用状況 (県政情報課)	8
個人情報保護制度の平成19年度運用状況 (")	11
平成20年度職業訓練指導員試験の実施(雇用労働政策課)	13
土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	13
高知県選挙管理委員会告示	

政治団体設立の届出 13
 政治団体異動の届出 14
 政治団体解散の届出 14
 招請公告
 招請(高知県土木行政総合情報システム開発運用委託業務の提案書の提出)の公告 (建設管理課) 7・15掲示 15

 規 則

 結核予防法施行細則を廃止する規則をここに公布する。
 平成20年7月18日
 高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第64号
 結核予防法施行細則を廃止する規則
 結核予防法施行細則(昭和43年高知県規則第30号)は、廃止する。

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

 告 示

高知県告示第466号
 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第22条の4第4項及び第33条第4項の規定に基づき、特定病院として次のとおり認定した。
 平成20年7月18日

医療機関の名称	所 在 地	認 定 年 月 日
高知県立芸陽病院	安芸市宝永町3-33	平18・10・11
土佐病院	高知市新本町二丁目10-24	" " 19
聖ヶ丘病院	宿毛市押ノ川1196	" 11・13
海辺の杜ホスピタル	高知市長浜251	平20・7・7
細木ユニティ病院	高知市西町100	" " "

高知県告示第467号
 生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の廃止について次のとおり届出があった。

平成20年7月18日
 高知県知事 尾崎 正直

廃止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成20年4月1日	社会福祉法人ふるさと自然村 南国市岡豊町中島1535番地	安芸ケアセンター 安芸市矢ノ丸二丁目9-7 有光ビル102号 訪問介護 介護予防訪問介護
"	株式会社ホームケアサービス 高知市吸江93	ドリーマー訪問介護事業所なかむら 四万十市中村一条通一丁目53 宮下ビル2F 訪問介護 介護予防訪問介護
"	株式会社ホームケアサービス 高知市吸江93	ドリーマー-居宅介護支援事業所なかむら 四万十市中村一条通一丁目53 宮下ビル2F 居宅介護支援
平成20年4月30日	医療法人瑞風会 安芸市本町二丁目13-32	居宅介護支援事業所もりさわ 安芸市本町二丁目13-32 居宅介護支援
平成20年6月1日	社会福祉法人香南市社会福祉協議会 香南市吉川町吉原95	訪問介護事業所みかんの里 香南市香我美町下分2645-1 訪問介護 介護予防訪問介護
"	社会福祉法人香南市社会福祉協議会 香南市吉川町吉原95	訪問介護ほっとやす 香南市夜須町坪井16-1 訪問介護 介護予防訪問介護

高知県告示第468号
 クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修(以下「研修」という。)及

び同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習(以下「講習」という。)の指定を平成20年7月2日付けで次のとおり行った。

平成20年7月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 研修及び講習の主催者
東京都港区新橋六丁目8番2号
財団法人全国生活衛生営業指導センター
- 2 第1型研修の開催年月日並びに会場の所在地及び名称
平成20年9月28日(日)
高知市本町一丁目6-24 高知商工会館
- 3 第2型研修及び講習の受付期間
平成20年8月18日(月)から同年9月8日(月)まで
- 4 研修及び講習の科目
衛生法規及び公衆衛生
洗濯物の受取、保管及び引渡し
洗濯物の処理
繊維及び繊維製品
レポート
- 5 研修及び講習の受講料
研修受講料 5,000円
講習受講料 4,500円
- 6 研修及び講習の受講の申込先及び問い合わせ先
高知市本町一丁目5-8 島崎ビル2階
財団法人高知県生活衛生営業指導センター

高知県告示第469号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による意見の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成20年7月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見(以下「意見」という。)の対象となった届出に係る告示
平成20年5月高知県告示第364号
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ニトリ高知南久保店
高知市南久保66番ほか2筆
- 3 意見の概要
(1) 方向の来店予測は、ピーク時で7台/時、比率で4.6パーセントですが、入口は、北進の右折レーン付近です。このような付加レーンを横切り入店する車両計画は、事故の可能性が高いため、出入口の計画について再考をお願いします。
(2) 歩道の切下げには、道路法(昭和27年法律第180号)第

24条の規定に基づく承認が必要です。

- (3) 届出場所は、高知卸商団地建築協定区域内です。協定内容の確認及び協定基準の遵守をお願いします。
- (4) 当該施設の室外機(冷暖房機)は、高知市公害防止条例の当該施設であり、騒音規制の第3種地域に該当し、届出の必要があります。
- (5) 当該施設を建設するためバックホーなど機械等を使用する場合は、作業開始の7日前までに特定建設作業の届出の必要があります。
- (6) 交通事故防止に万全を期することはもちろん、特に歩行者の安全には十分に注意してください。

高知県告示第470号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づく高知県林業改善資金の貸付金に係る収納の事務の長岡郡本山町本山794番地8 本山町森林組合及び高岡郡檮原町広野647番地 檮原町森林組合への委託を平成20年6月30日に廃止したので、昭和52年1月高知県告示第38号(高知県林業改善資金の貸付金に係る事務の委託)の一部を次のように改正する。

平成20年7月18日

高知県知事 尾崎 正直

表中

長岡郡本山町本山794番地8	本山町森林組合
高岡郡檮原町広野647番地	檮原町森林組合

を削る。

高知県告示第471号

平成20年5月高知県告示第308号で告示した平成20年度における地籍調査の事業計画の定めの一部を変更したので、国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年7月18日

高知県知事 尾崎 正直

区分	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
変更前	土佐清水市	土佐清水市宗呂上、下益野及び有永の各一部	平成20年度中
変更後		土佐清水市宗呂上、宗呂下、下益野、有永及び三崎の各一部	

高知県告示第472号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年7月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年7月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石鎚公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町越裏門 字鎌谷215番1	前	2.9 6.4	52
	後	5.7 15.2	52
吾川郡いの町越裏門 字宮向71番8地先から 吾川郡いの町越裏門 字宮向69番2まで	前	3.2 4.2	43
	後	3.4 8.0	43

高知県告示第473号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年7月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年7月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石鎚公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		3.0	

吾川郡いの町越裏門 字地主307番1から 吾川郡いの町越裏門 字地主127番1まで	前	12.2	132
	後	3.2 17.5	132

高知県告示第474号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、
道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年7月18日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年7月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 畑山栃ノ木
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市栃ノ木字土ヶ 平1365番1から 安芸市栃ノ木字北ノ 岡1087番7まで	前	3.7 13.1	260
	後	13.1 26.2	260

高知県告示第475号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、
道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年7月18日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年7月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 秋丸佐賀
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町家地	前	3.5	144

川字コエカケ665番 1から 高岡郡四万十町家地 川字アリノキナ口 654番2地先まで	後	16.9 14.3 48.9	144
	前	3.8 10.7	217
高岡郡四万十町家地 川字スイセンアンノ マエ579番1から 高岡郡四万十町家地 川字ツルイガスソ 1155番まで	後	5.4 18.4	216
	前	3.8 10.7	217

高知県告示第476号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、
道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年7月18日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年7月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石鎚公園
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町越裏門字鎌谷 215番1	52	平成20年7月18 日
吾川郡いの町越裏門字宮向 71番8地先から 吾川郡いの町越裏門字宮向 69番2まで	43	平成20年7月18 日

高知県告示第477号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、
道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年7月18日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年7月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 畑山栃ノ木
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市栃ノ木字土ヶ平1365 番1から 安芸市栃ノ木字北ノ岡1087 番7まで	260	平成20年7月18 日

高知県告示第478号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、
道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年7月18日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年7月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 秋丸佐賀
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町家地川字コ エカケ665番1から 高岡郡四万十町家地川字ア リノキナ口654番2地先ま で	144	平成20年7月18 日
高岡郡四万十町家地川字ス イセンアンノマエ579番1 から 高岡郡四万十町家地川字ツ ルイガスソ1160番地先まで	216	平成20年7月18 日

高知県告示第479号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定によ
り都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定によ

り次のとおり告示する。
平成20年7月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称
高知市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
高知広域都市計画道路事業(3・2・3号高知駅高知港線)
- 3 事業施行期間
平成20年7月18日から平成21年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
高知市北本町二丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

高知県告示第480号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる海岸を国土交通省所管海岸保全区域として指定する。

平成20年7月18日

高知県知事 尾崎 正直

今川内海岸

- 1 基準点
 - (1) 須崎市浦ノ内今川内字潮田4の点(基準^{ひょう}点)を基準点1とする。
 - (2) 基準点1から方位角51度48分48秒84.922メートルの点(基準^{ひょう}点)を基準点2とする。
 - (3) 基準点2から方位角306度24分58秒58.339メートルの点(基準^{ひょう}点)を基準点3とする。
- 2 補助点
 - (1) 基準点1と基準点3との間の海上に基1Aを設定する。
 - (2) 基準点1と基準点3との間の陸側に基1B-1、基1B-2、基1B-3、基1B-4、基1B-5、基1B-6、基1B-7、基1B-8、基1B-9、基1B-10、基1B-11、基1B-12、基1B-13、基2B-1、基2B-2、基2B-3、基2B-4、基2B-5、基3B-1、基3B-2、基3B-3、基3B-4、基3B-5及び基3Aを設定する。
 - (3) 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。
 - 基1A 基準点1から方位角253度51分56秒78.420メートルの点
 - 基1B-1 基準点1から方位角239度40分08秒70.539メートルの点
 - 基1B-2 基準点1から方位角233度57分38秒65.190メートルの点
 - 基1B-3 基準点1から方位角234度02分58秒51.409メ

- 基1B-4 基準点1から方位角236度13分58秒38.254メートルの点
- 基1B-5 基準点1から方位角156度17分19秒12.023メートルの点
- 基1B-6 基準点1から方位角140度31分33秒14.127メートルの点
- 基1B-7 基準点1から方位角110度18分15秒16.360メートルの点
- 基1B-8 基準点1から方位角86度55分58秒14.507メートルの点
- 基1B-9 基準点1から方位角58度09分02秒68.342メートルの点
- 基1B-10 基準点1から方位角58度43分54秒69.270メートルの点
- 基1B-11 基準点1から方位角67度02分52秒72.432メートルの点
- 基1B-12 基準点1から方位角65度21分22秒78.997メートルの点
- 基1B-13 基準点1から方位角66度53分32秒79.851メートルの点
- 基2B-1 基準点2から方位角129度21分58秒20.181メートルの点
- 基2B-2 基準点2から方位角326度03分56秒25.179メートルの点
- 基2B-3 基準点2から方位角322度34分16秒37.076メートルの点
- 基2B-4 基準点2から方位角320度49分56秒39.477メートルの点
- 基2B-5 基準点2から方位角317度52分30秒42.215メートルの点
- 基3B-1 基準点3から方位角106度10分00秒14.005メートルの点
- 基3B-2 基準点3から方位角177度02分54秒7.637メートルの点
- 基3B-3 基準点3から方位角185度36分23秒4.097メートルの点
- 基3B-4 基準点3から方位角196度06分19秒4.439メートルの点
- 基3B-5 基準点3から方位角183度31分11秒7.890メートルの点
- 基3A 基準点3から方位角181度32分30秒13.515メートルの点

3 区域

補助点基1Aから基1B-4まで、基準点1、補助点基1B-5から基3Aまで及び補助点基1Aの各点を順次に直線で結

んだ線により囲まれた区域

高知県告示第481号

昭和33年5月高知県告示第370号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成20年7月18日

高知県知事 尾崎 正直

別表中

加領郷	建設省	高知県知事	安芸郡奈半利町字大西甲138から " " 字 大佐手甲1163ノ5 まで	
田野	"	"	" 田野町字西 海浜2716ノ4から " " " (安田町境 界)まで	堤防のない部分 は、満潮 線から70 メートル 以内の土 地
不動	"	"	" 安田町字三 ツ石(田野町境 界)から " " 字山 ノ神(安田川左 岸接合点)まで	"

を

不動	国土交通省	高知県知事	安芸郡安田町字三 ツ石(田野町境 界)から " " 字山 ノ神(安田川左 岸接合点)まで	堤防のない部分 は、満潮 線から70 メートル 以内の土 地
----	-------	-------	---	---

に、

塩屋	"	"	香美郡夜須町手結 山字南丸岡549ノ 3から " " "	
----	---	---	---------------------------------------	--

			字シオヤ1753ノ3まで	
立目	"	"	" " 立目 字シホタ180ノ2 から " " " 字柿ノ木180ノ2 まで	陸地は、 堤防裏法 尻から1 メートル 以内の土 地 水面は、 干潮線か ら10メー トル以内 の水面
摺木	"	"	" " " 摺木字サセブ350 ノ2から " " " " " " まで	"
東横浪	"	"	" " " 字芝ノ前598ノ1 から " " 東分 字東横浪2412まで	"

を「

立目	"	"	須崎市浦ノ内立目 字シホタ180ノ2 から " " " 字柿ノ木180ノ2 まで	陸地は、 堤防裏法 尻から1 メートル 以内の土 地 水面は、 干潮線か ら10メー トル以内 の水面
摺木	"	"	" " 立目 摺木字サセブ350 ノ2から	"

			" " " " " " まで	
東横浪	"	"	" " 立目 字芝ノ前598ノ1 から " " 東分 字東横浪2412まで	"

に、「

鳴無一	建設省 及び農 林水産 省	"	" " " ハマダニシジオ タ2989ノ口から " " " 字トビガス3419ま で	陸地は、 堤防裏法 尻から1 メートル 以内の土 地 水面は、 干潮線か ら20メー トル以内 の水面 鳴無神社 の境内の 部分は、 指定から 除く。
-----	------------------------	---	---	--

を「

鳴無一	国土交 通省及 び農林 水産省	"	" " " 字ハマダニシジオ タ2989ノ口から " " " 字トビガス3419ま で	陸地は、 堤防裏法 尻から1 メートル 以内の土 地 水面は、 干潮線か ら20メー トル以内 の水面 鳴無神社 の境内の 部分は、
-----	--------------------------	---	--	---

				指定から 除く。
--	--	--	--	-------------

に、「

今河内	建設省	"	" " 今河 内字潮田4から " " " " " 8ノ口ま で	"
笹場	"	"	高岡郡中土佐町笹 場字浜田3688から " " " 字淀(笹場川左 岸接合点)まで	"
小鶴津	"	"	" 窪川町東又 字小鶴津206から " " " " 206まで	"
白浜	"	"	幡多郡佐賀町白浜 字屋敷田43の1か ら " " " 字宮の鼻1041の5 まで	"
有井川	"	"	" 大方町大字 伊田字ソウキウ15 (伊田漁港西境 界)から " " 大字 上川口字松王坂山 1643ノ1まで	堤防のない部 分は、満潮 線から43 メートル 以内の土 地 準用河川 有井川及 び上川口 港の区域 を除く。
浮鞭	"	"	" " 浮鞭 (浮鞭漁港西境 界)から	堤防のない部 分は、満潮

			〃 〃 〃 字横浜(湊川左岸 接合点)まで	線から50 メートル 以内の土 地
久百々	〃	〃	土佐清水市久百々 字東屋敷(久百々 川右岸接合点)か ら 〃 〃 〃 115まで	
松崎	〃	〃	幡多郡大月町才角 字下滝山1691(海 岸堤防と県道の接 合点)から 〃 〃 尾浦 字エビジク(才角 川左岸接合点)ま で	
赤泊	〃	〃	〃 〃 才角 字脇ノ川山1786か ら 〃 〃 赤泊 字大シコド696ノ 1まで	
高望	〃	〃	幡多郡大月町橘浦 字高望山494ノ8 から 〃 〃 〃 字シウラ山497ま で	
脇本	〃	〃	宿毛市藻津字港山 1091ノホから 〃 〃 字西脇 (愛媛県境)まで	
淀ノ磯 一	農林水 産省	〃	室戸市佐喜浜町ヨ ドノイソ4911から 〃 〃 〃 まで	

を
「

小鶴津	国土交 通省	〃	高岡郡四万十町東 又字小鶴津206か ら 〃 〃 〃 〃 〃 〃 ま で	
白浜	〃	〃	幡多郡黒潮町白浜 字屋敷田43の1か ら 〃 〃 〃 字宮の鼻1041の5 まで	
淀ノ磯	農林水 産省	〃	室戸市佐喜浜町ヨ ドノイソ4911から 〃 〃 〃 〃 〃 〃 ま で	

に、
「

岸本	〃	〃	香美郡香我美町岸 本996ノ40から 〃 〃 〃 (岸本川左岸接 合点)まで	堤防のな い部 分は、満潮 線から50 メートル 以内の土 地
----	---	---	--	---

を
「

岸本	〃	〃	香南市香我美町岸 本996ノ40から 〃 〃 〃 (岸本川左岸接 合点)まで	堤防のな い部 分は、満潮 線から50 メートル 以内の土 地
----	---	---	--	---

に、
「

塩間	〃	〃	須崎市浦ノ内塩間 ミツケ203ノ1か	陸地は、 堤防裏法
----	---	---	-----------------------	--------------

を
「

塩間	〃	〃	須崎市浦ノ内塩間 ミツケ203ノ1か ら 〃 〃 〃 白石626のコンク リート杭の点まで	陸地は、 堤防裏法 尻から1 メートル 以内の土 地 水面は、 干潮線か ら10メー トル以内 の水面 塩間川河 口の部分 は、第一 橋梁まで を含む。
----	---	---	--	---

に、
「

福良三	〃	〃	〃 〃 〃 字大入66から 〃 〃 〃 字東福良300ノ1 まで	水面は、 干潮線か ら20メー トル以内 の水面
福良四	〃	〃	〃 〃 〃 字東福良303から	堤防のな

			” ” ” 字土居341まで	い部分 は、満潮 線から5 メートル 以内の土 地 水面は、 干潮線か ら10メー トル以内 の水面	
を 「	福良三	”	”	” ” ” 字大入66から ” ” ” 字東福良300ノ1 まで	陸地は、 堤防裏法 尻から1 メートル 以内の土 地 水面は、 干潮線か ら20メー トル以内 の水面
	福良四	”	”	” ” ” 字東福良303から ” ” ” 字土居341まで	陸地は、 堤防裏法 尻から1 メートル 以内の土 地 堤防のな い部分 は、満潮 線から5 メートル 以内の土 地 水面は、 干潮線か ら10メー トル以内 の水面

に、 「	今川内 二	”	”	” ” 今川 内大鹿268から ” ” ” ” 399 - 1 の コンクリート杭の 点まで	」
を 「	今川内 二	”	”	” ” 今川 内大鹿268から ” ” ” ” 399ノ1の コンクリート杭の 点まで	」
に、 「	雁の浦	”	”	” ” 雁の 浦178から ” ” ” ”まで	」
を 「	雁の浦	”	”	” ” 雁の 浦178から ” ” ” ”まで	」
に、 「	灘一	”	”	幡多郡佐賀町大中 浦291ノ4から ” ” 十日 市312まで	」
	灘二	”	”	” 大方町灘十 日町313から ” ” ” 新 二郎谷382まで	」
を					

「	灘一	”	”	幡多郡黒潮町大中 浦291ノ4から ” ” 十日 市312まで	」
	灘二	”	”	” ” 灘十 日町313から ” ” ” 新 二郎谷382まで	」
に、 「	高望二	”	”	幡多郡大月町シウ チ山3111から ” ” ” ” まで	陸地は、 堤防法尻 から1メ ートル以 内の土 地、水面 は干潮線 から30メ ートル以 内の水面
を 「	高望二	”	”	” 大月町シウ チ山3111から ” ” ” ” まで	陸地は、 堤防法尻 から1メ ートル以 内の土 地 水面は、 干潮線か ら30メー トル以内 の水面
に、 「	馬路新 田	”	”	” 馬路新田内 蔵谷296ノ1から ” ” ” 東 汐田440の福良川 河川堤塘接着点ま で	陸地は、 堤防法尻 から1メ ートル以 内の土 地 水面は、

				干潮線から10メートル以内の水面
を「	馬路新田	〃	〃	馬路新田内 蕨谷296ノ1から 〃 〃 東 汐田440の福良川 河川堤塘接着点まで
に、	田尻	〃	〃	小筑紫町田 尻2311から 〃 〃 〃 まで
を「	田尻	〃	〃	小筑紫町田 尻2311から 〃 〃 〃 まで

陸地は、堤防法尻から1メートル以内の土地水面は、干潮線から10メートル以内の水面

陸地は、堤防法尻から1メートル以内の土地、水面は干潮線から30メートル以内の水面

陸地は、堤防法尻から1メートル以内の土地水面は、干潮線から30メートル以内の水面

に改め、同表備考中「本表」を「この表」に、「5メートル以

内」を「、5メートル以内」に改める。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成20年7月9日から2週間高知県文化環境部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成20年7月9日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年7月9日	NPO 法人デイサービスマー	高橋 潔	高知市相模町5番11号	この法人は、介護及び看護の必要な高齢者、障害者（児）疾病を有する者、乳幼児に対して在宅サービスに関する事業を行い、福祉の推進に寄与することを目的とする。

高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第18条の規定により、平成19年度における公文書の開示の運用状況を次のとおり公表する。

平成20年7月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 公文書開示請求件数（以下「請求件数」という。）及び決定内容等の内訳

請求件数	631件
決 開 示	323件
部 分 開 示	183件

定 容 等	非 開 示	7件
	存 否 応 答 拒 否	4件
	不 存 在	71件
	不 受 理	1件
取 下 げ	42件	

2 不服申立て件数及び処理件数等（平成20年3月末現在）

不服申立て件数	平成18年度繰越し分	18件
	平成19年度分	1件
処理件数	認 容	3件
	一 部 認 容	1件
	却 下	0件
	棄 却	9件
取 下 げ	3件	
審 理 中	3件	

3 開示請求者数（延べ数）

区 分	請求者数
県内に住所を有する個人	273件
県外に住所を有する個人	42件
県内に事務所又は事業所を有する法人及びその他の団体	86件
県外に事務所又は事業所を有する法人及びその他の団体	80件

計	481件
---	------

4 実施機関別請求件数及び決定内容等の内訳

(単位：件)

実 施 機 関	知 事													議 会	教 育 委 員 会	選 挙 管 理 委 員 会	人 事 委 員 会	監 査 委 員 会	公 安 委 員 会	警 察 本 部 長 会	労 働 委 員 会	収 用 委 員 会	海 区 漁 業 調 整 委 員 会	内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	公 営 企 業 管 理 者	合 計	
	総 務 部	政 策 企 画 部	危 機 管 理 部	健 康 福 祉 部	文 化 環 境 部	商 工 労 働 部	観 光 部	農 業 振 興 部	森 林 部	海 洋 部	産 業 技 術 部	土 木 管 理 局	会 計 管 理 局														
請 求 件 数	36	43	2	102	37	14	1	34	13	12	12	161	5	472	7	64	43	3	6		29	1			6	631	
決 定 内 容	開 示	18	19	1	51	22	6	1	16	6	8	9	91	4	252	5	39	3	2	1		18				3	323
	部 分 開 示	6	13	1	27	7	7		10	4	1		42		118	1	18	36		4		6					183
	非 開 示				2										2					1		4					7
等	存 否 応 答 拒 否	4													4												4
	不 存 在	2	8		16	4			6	2	2	2	21		63	1	3		1							3	71
	不 受 理															1											1
取 下 げ	6	3		6	4	1		2	1	1	1	7	1	33		3	4				1	1					42

高知県個人情報保護条例(平成13年高知県条例第2号)第42条の規定により、平成19年度における個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成20年7月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 個人情報取扱事務登録簿の登録件数
2,466件
- 2 個人情報開示請求の件数(以下「請求件数」という。)及び決定内容等の内訳

請 求 件 数	179件	
決 定 内 容 等	決 開 示	76件
	部 分 開 示	90件
	非 開 示	0件
	存 否 応 答 拒 否	1件
	不 存 在	9件
	取 下 げ	3件

- 3 個人情報訂正請求の件数
1件
- 4 個人情報是正請求の件数
0件
- 5 口頭による開示請求の件数
1,070件
- 6 不服申立ての件数及び決定件数
不服申立て件数 0件
決定件数 0件
- 7 事業者に対する説明等の要求件数
0件
- 8 事業者に対する是正の勧告件数
0件
- 9 事業者が勧告に従わなかった旨等の事実の公表件数
0件
- 10 開示請求者数(延べ数)

区 分	請求者数

県内に住所を有する本人	110人
県外に住所を有する本人	2人
県内に住所を有する未成年者又は成年被後見人の法定代理人	0人
県外に住所を有する未成年者又は成年被後見人の法定代理人	0人
県内に住所を有する遺族等	9人
県外に住所を有する遺族等	0人
計	121人

11 実施機関別個人情報取扱事務登録簿の登録件数等の内訳

(単位：件)

実 施 機 関	知 事													議 会	教 育 委 員 会	選 挙 管 理 委 員 会	人 事 委 員 会	監 査 委 員 会	公 安 委 員 会	警 察 本 部 長 会	労 働 委 員 会	収 用 委 員 会	海 区 漁 業 調 整 委 員 会	内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	公 営 企 業 管 理 者	合 計			
	総 務 部	政 策 企 画 部	危 機 管 理 部	健 康 福 祉 部	文 化 環 境 部	商 工 労 働 部	観 光 部	農 業 振 興 部	森 林 部	海 洋 部	産 業 技 術 部	土 木 管 理 局	会 計 管 理 局																
個人情報取扱事務登録簿の登録件数	86	133	12	721	146	81	20	289	104	44	55	190	10	1,891	16	270	34	14	8	4	159	12	11	5	5	37	2,466		
請求件数	2			5				3				22		32		123		5		1	4						14	179	
決 定 内 容 等	開 示			1				1				13		15		50				1							10	76	
	部 分 開 示			4				1				5		10		70		5			3						2	90	
	非 開 示																												
	存 否 応 答 拒 否																					1							1
	不 存 在	1											4		5		2										2	9	
	取 下 げ	1							1						2		1												3
口頭による開示請求件数		89		145		2								236		802		32										1,070	

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条第1項の規定により、平成20年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成20年7月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 試験を実施する職種

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。)別表第11に掲げる免許職種について、学科試験のうち指導方法のみを実施する。

2 試験の免除

省令第46条の表の上欄に掲げる者に該当する者については、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。

3 受験資格

- (1) 当該職種の実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者に限る。
(2) (1)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
ア 成年被後見人又は被保佐人
イ 禁錮以上の刑に処せられた者
ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

4 試験日時

平成20年9月28日(日)午前10時から

5 試験場所

高知市布師田3992-4 高知地域職業訓練センター

6 受験手続

(1) 受験申請書類

- ア 受験申請書
イ 履歴書
ウ 受験資格を証する書類の写し
エ 写真(申請前6月以内に撮影した上半身、正面、無帽の写真で、縦4センチメートル、横3センチメートルとし、裏面に氏名を記載し、受験申請書及び写真票にはり付けること。)2枚

(2) 受験申請書類の提出期間

平成20年8月18日(月)から同年9月5日(金)まで
なお、郵送の場合は、簡易書留とし、平成20年9月5日付けの消印のあるものまで受け付ける。

(3) 受験申請書類の提出先

高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県商工労働部雇用労働政策課

(4) 受験手数料

3,100円(高知県収入証紙を受験申請書の所定の欄にはり

付けること。)

なお、受験申請書を受け付けた後は、受験手数料の返還は行わない。

(5) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付するので、受験当日必ず持参すること。

7 合否判定の基準

学科試験のうち指導方法について満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。

8 合格発表

平成20年10月20日(月)に合格者の受験番号を高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者に通知する。

また、高知県商工労働部雇用労働政策課ホームページ(http://www.pref.kochi.jp/~koyou/)において、合格者の受験番号を公表する。

9 その他

- (1) 受験申請書は、高知県商工労働部雇用労働政策課において交付する。
(2) 受験申請書の郵送を希望する者は、あて先を明記の上、140円切手をはった返信用封筒(定形外)を添えて、高知県商工労働部雇用労働政策課に申し込むこと。
(3) 受験手続等について不明な点は、高知県商工労働部雇用労働政策課(電話番号088-823-9765)に問い合わせること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、高知県吾南土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成20年7月18日

高知県知事 尾崎 正直

Table with columns: 役名, 氏名, 住 所. Lists retiring and incoming members of the land improvement district.

Table listing names and numbers of retiring and incoming members of the land improvement district.

(就任)

Table listing names and numbers of incoming members of the land improvement district.

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第47号
政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成20年7月18日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

政党

Table with columns: 名称, 代表者氏名, 会計責任者氏名, 主たる事務所の所在地, 届出年月日.

自由民主党高知県安芸市第一支部	樋口 秀洋	山本 志保	安芸市矢ノ丸一丁目3-14	平20・6・9
自由民主党高知県環境保全支部	西澤 仁志	田所 良章	高知市布師田1581-5	平20・6・12

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
國国会	西川 凡	津野 栄亀	高知市桜井町二丁目4-13	平20・6・27

高知県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成20年7月18日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

政党

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	自由民主党高知県建設支部	岡崎 隆	異動なし	異動なし	平20・6・2
異動後		三谷 一彦			
異動前	自由民主党大豊町支部	異動なし	下村 芳章	異動なし	平20・6・10
異動後			重森 一宗		
異動前	公明党高知県	異動なし	異動なし	高知市棧橋通四丁目	平20・6・13

異動後	本部			目15-4	
				高知市棧橋通三丁目24-12	
異動前	自由民主党高知県電気通信支部	徳広 孝敏	異動なし	高知市横浜133	平20・6・30
異動後		中西 正弘		高知市鴨部973-12	

その他の政治団体

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	日本青年盟友抗議団政治結社義俠会	異動なし	異動なし	異動なし	平20・6・5
異動後	日本青年盟友抗議団政治結社義俠心塾				
異動前	チーム大二郎花木の会	異動なし	異動なし	高知市中秦泉寺303-1	平20・6・16
異動後				高知市大川筋一丁目7-33	
異動前	日本青年盟友抗議団政治結	異動なし	異動なし	異動なし	平20・6・16

	社義俠心塾				
異動後	日本青年盟友抗議団政治結社義俠心會				
異動前	武内則男後援会	異動なし	吉本 由美子	異動なし	平20・6・18
異動後			山本 信子		
異動前	高野光二郎後援会	國藤 浩史	異動なし	異動なし	平20・6・26
異動後		横山 公大			

高知県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成20年7月18日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
中野益隆後援会	高岡郡日高村下分1229	矢野 忠孝	解散	平20・6・2
頑張る香南市をつくる会	香南市夜須町羽居468	長野 長幸	解散	平20・6・13
長野ながゆき後援会	香南市夜須町夜須川444	宗円 和彦	解散	平20・6・13
志磨村公	香南市赤岡町	山下 政鶴	解散	平20・

夫後援会	360 - 2			6・17
浜田義秋 後援会	香南市赤岡町 227	山下 政鶴	解散	平20・ 6・17
俠魂塾	高知市介良乙 3225 - 6	川村 安一	解散	平20・ 6・19

招 請 公 告

次のとおり、高知県土木行政総合情報システム開発運用委託業務の提案書の提出を招請します。

平成20年7月15日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

1 業務の概要

(1) 対象業務

高知県土木行政総合情報システム開発運用委託業務

(2) 対象業務の特質等

提案依頼書による。

(3) 履行期限

平成22年3月31日(水)

(4) 納入場所

別に指定する場所

(5) 見積書の記載方法

契約に当たっては、見積書に記載された金額をもって契約金額とするので、提案書の提出者は、見積もった契約金額(消費税に係る課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額)を見積書に記載すること。

2 提案書の提出者に要求される資格

提案書を提出することができる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

(1) 高知県における平成18～20年一般(指名)競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)に記載されている者又は当該名簿に記載されていない者で、平成20年8月15日(金)までに高知県会計管理局総務事務センターにおいて、一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格の認定を受けたものであること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく

更生手続開始の申立てを行った者

ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)の規定に基づく特定調停手続開始の申立てを行った者

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てを行った者

(4) この招請公告の日から当該業務の提案書の提出の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づき指名停止等の措置を受けていないものであること。

3 提案書等の提出場所等

(1) 提案書等の提出場所及び問い合わせ先

郵便番号780 - 8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県土木部建設管理課 設計基準担当

電話番号088 - 823 - 9826

電子メールアドレス171301@ken.pref.kochi.lg.jp

(2) 提案依頼書の交付方法

平成20年7月24日(木)午前10時から高知県庁本庁舎1階正庁ホールで行う説明会に出席し、当該説明会において仕様書交付願を提出した者に対して交付する。

(3) 提案書等の提出方法

(1)の提出場所に持参し、又は郵送する(書留郵便に限る。)こと。

(4) 提案書等の提出期間

平成20年8月19日(火)から同月26日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時30分までの間とする(郵送の場合は、平成20年8月26日午後5時30分までに必着すること。)

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第39条及び第40条の規定による。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(5) 詳細は、高知県土木部建設管理課のホームページ(http://www.pref.kochi.jp/~k_kanri/nyusatsu/dobokusys.html)に掲載する高知県土木行政総合情報システム開発運用委託業務公募型プロポーザル方式公告及び提案依頼書による。

5 Summary

(1) Eligibility conditions for procurement contracts: Public Works General Information System

(2) Submission time limit of your final decision: 10:00 A.M. on Thursday 24 July 2008

(3) Time limit for tender: 5:30 P.M. on Tuesday 26 August 2008

(4) Documents required to be filled when submitting offers are available at: Construction Management Division, Department of Public Works, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi Prefecture 780-8570 Japan
Tel: 088-823-9826 Email: 171301@ken.pref.kochi.lg.jp